第１６回　熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日　時：平成２１年２月２４日（火）　午後２時３０分～午後５時

会　場：駐輪場８階会議室

出席者：山口会長、落水委員、前委員、田中委員、寺本委員、西村委員、原委員、
松崎委員、村上委員、山形委員、林委員、下川委員、鈴木委員、齊藤委員

欠席者：荒木副会長、木下委員

山　口 会　長	**１　開会** 時間になりましたので、ただいまから、第１６回熊本市自治基本条例検討委員会を開催いたします。 本日の委員の出欠ですが、荒木副会長と木下委員が所用で欠席、村上委員と寺本委員が遅れるとの連絡が入っております。 今回で、二巡目の協議は最終の予定ですが、今後のスケジュールや協議結果のまとめ方といったものについても、協議しなければならないと考えております。 したがいまして、ある程度、時間を延長する場合もあるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。 それでは、まず資料の確認を事務局の方からお願いいたします。
事務局	（資料確認） ・　次第 ・　２月２１日付けで「熊本市自治基本条例（案）・章立て及び本文の意見提案」という文書が西村委員より提出されております。１枚目に記載してありますように、「林委員から提案されている案に同意する」ということに合わせまして、西村委員の意見、提案として提出するということです。２枚目以降の別紙については、林委員の案と同じです。 ・　本日付で林委員より「都市内分権に関係する問い合わせ（町内会長等及び行政区長の直接公選制の経過）について」ということで資料請求がありました。これにつきましては、内容を見させていただき、お答え出来るものは提出したいと思います。 以上です。
山　口 会　長	ありがとうございます。資料がそろっていない方がいらっしゃったら、事務局まで申し出てください。 西村委員の資料につきましては、そのように取り扱いますが、本日は、前回、林委員から提出のありました資料に基づいて、協議をしたいと思います。 それでは早速、協議に入ります。出来れば全員の賛同が得られればよろしいのですが、意見が分かれる場合には、ある程度議論し、平行線の場合は、理由を含めまして、両論併記にしたいと思います。

	前回は、「協働」のところまで進みましたので、今回は「コミュニティ」から始めたいと思います。林委員の資料の１３ページをお開きください。 正副会長試案との論点を事前に整理しておりますので、まずその論点について、事務局の方で、読み上げていただきたいと思います。論点につきましては、赤鉛筆等で印をつけていただけるとありがたいと考えております。 では、お願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） ・「第４節　住民自治による地域自治の運営」で「第５４条　学校と地域との連携」という提案 ・「第２款　都市内分権」で「合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任にあたりましては、住民による投票を主体とした選任を手続きとして採用します。」という提案
山　口 会　長	ありがとうございます。このことにつきまして、協議をお願いします。 ご意見いかがでしょうか。
前 委　員	合併特例区のところです。現在、富合町が合併特例区を設置しておりまして、合併の時の目玉として非常に重要視しているところでありますが、特例区自体の設置をどうするのか、ということにつきましては関係市町村との協議で決まるということと、それぞれの議会の議決によって期間を限定して、富合町の場合は５年間という形で決めているということ。それから更に知事の認可というものもその後に必要ということがございますので、一般的な形として、自治基本条例の中でこういった形で定めるのは、適切ではないのではと考えております。ですからこの規定については、盛り込まない方がいいのではないか、と私どもは考えております。
林 委　員	今、前委員がおっしゃったように、５年間の問題と知事の認可ということにつきましては、当然、そういう形の中で動いているのですけれども、これは５年後のことも含めまして、お出ししました。例えば、個々の行政区の区長の選挙は、従前は住民の選挙で選ばれておりました。例えば、大阪や京都の行政区長も公選制で選ばれておりました。そういう意味では、憲法に違反するものではないし、地方自治法が改正されれば、当然公選で選挙ということになります。上越市では、地方自治法が改正される過渡的な間は、準公選で選ぶとしており、この準公選で選ぶことについては、総務省の解説書でも、それは違反でも何でもないとなっております。そういう意味では、合併特例区長の公選制を自治基本条例に盛り込むことについて、違法もしくは不適切ということには、あたらないと思います。５年という縛りがあるわけですから、この第５５条の合併特例区の規定について

	は、いつから施行するということを附則で規定すれば、条文上も法令上も問題にはならないのではないかと私は思っております。
鈴　木 委　員	林委員のご意見は、多分、５年という合併特例区のことではなく、区が出来た中での首長を住民で選んだ方がいいのではないか、という趣旨の内容を盛り込みたいということだと思います。 富合町を含めて、今、合併が進んでおりますが、５年後以降、どういう区制になっていくのか、富合として残っていくのか、見えないところが沢山ありますので、気持ちはよく分かるのですが、この表現でいくと、最初、前委員がおっしゃったように、現在の５年間での縛りがある合併特例区と混同もしやすいし、もしこういう形の表現を謳いたいのであれば、もうちょっと表現にも工夫が必要ではないかとちょっと感じました。
山　口 会　長	私は熊本市の状況は詳しいわけではないのですが、旧富合町の方を抜きにして旧富合町のことをここで決めてしまってもよろしいのでしょうか。要するに、今は熊本市に入っている旧富合町のことを、旧富合町の方がいない中で決めるのは、自治的ではないのではないかということです。それについて何かございませんでしょうか。
田　中 委　員	この話一つを取りましても非常に大きな問題だと思います。簡単にここでちょっと話し合って決まるような類の性質のものではありません。だから、私はもう少し校区自治協議会等や合併なんかも含めまして、本当に自治をどういう具合にやっていくのかということを課題として捉えて、この条例の後に、検討していかなければならないと思います。そういうことから、この条例の中では、基本的な理念だけを述べざるを得ないのではないか。そうでないと、収拾がつかないし、ここで膨大な時間がかかると思います。
西　村 委　員	一つはっきりさせておく必要があります。それは、ここには合併特例区のことが書いてありますけれども、県知事も認可したということがあったとしても、熊本市は条例を制定、施行出来るということを謳ってあるわけですから、林委員が出されている意見は間違っていないと思います。 それから、もう一つ、ここで大事な点は、住民による投票をやって、それを市長が選任していくことは、民主主義の原理からも当然のことだと思うのです。ただ、今すぐこれを自治基本条例に書いてやっていくかどうかという問題と、こういう考え方があって、今後検討していくという方向性の問題があり、これは区別していく必要があるのではないかと思います。 もう一つ、学校は、災害だとか、地域における文化的な活動、スポーツ活動における核となる施設でもありますので、地域における学校の位置づけを、条例に明確に謳っていくべきではないかと思います。
山　口	合併特例区について書かれている部分は、地域自治区の問題なのかなと感じて

会　長	いるのですが、西村委員がおっしゃったように、一応将来的な課題でもありますので、このことにつきましては、コミュニティのあり方の検討課題とし、この条文中ではいらないということでよろしいでしょうか。 （一同了承） 学校の位置づけにつきましてご意見があればお願いします。
山　形 委　員	西村委員の言われたことには賛成です。住民自治により、自分たちで選ぶという精神を確認するためにも、こういう議論があったということを議事録に残してもらいたいと思います。 それと学校のことです。私は、ＰＴＡに所属していますが、今、私立の学校がどんどんできておりまして、出来る子どもが引き抜かれているという現状にあります。そういう意味では、地域の公立中学校は、どのように生き残るというか、存在意義というか、もっと言うならば目的を持った学校になるべきだと思っておりまして、学校は地域づくり、まちづくりと密接に関わり、子ども達が活躍できる場所を提供すべきではないか、という想いでおります。今後の学校のあり方につきましては、真剣に考えていかなければならないと思いますが、ただ、条文の中に盛り込むかどうかは論を別にするところでございます。
山　口 会　長	ありがとうございます。 地域のまちづくりにとって、学校は重要だということなのですが、そうしますと、まちづくりの中の一つの重要な要素として、学校を位置づければいいのではないか、という風に整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （一同了承） よろしければ、次へまいりたいと思います。 次は、「市政運営」で、「１市政運営の基本原則」と「２　総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営」の方を事務局から説明をお願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） 【市政運営の基本原則】（第２０条） ・　正副会長試案は行政と市議会の原則ということで「市政運営の基本原則」としているが、林委員、西村委員の意見は、市議会を入れないことから「行政運営の基本原則」としている。 ・　「熊本市経営戦略会議において決定します」という、最高意思決定機関の明記 ・　「住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければなりません。」という目的の明記 ・　出資団体等の規定

	【総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営】（第２１条、２２条、２４条、２５条） ・ 総合計画を「最上位の計画」という明記 ・ 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置すべきという提案 ・ 財政運営で「健全で透明な」という明記 ・ 財政運営に係り公表するものを具体的に明記 ・ 財産管理の規定 ・ 財政運営の効率的推進を図るために、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置すべきという提案 ・ 詳細な「行政評価」「行政改革」の規定 ・ 行政評価の適正かつ透明性を図るため、第三者機関として行政評価委員会を設置すべきという提案
山　口 会　長	はい、ありがとうございます。 ご意見はいかがでしょうか。
林 委　員	提案の趣旨について、ご説明したいと思います。 まず、行政運営の基本原則では、議会を含まない意味で、行政運営という言葉を用いております。そして、自治基本条例の役割は、住民に明確かつ理解できる形で示すことだと思っておりますので、第２０条に記載しておりますように、最低限のことを明確に示す必要があるということでございます。 次の総合計画につきましては、第三者機関として、総合計画進行評価委員会を盛り込んでおります。実際の運営では、こういう委員会があって評価されているとは思いますが、住民から見て、どういう委員会があるのかが分からなければなりませんので、自治基本条例に明文化する必要があるということでございます。この他の例えば財政健全化推進委員会も同じ趣旨です。 また、行政改革、行政評価、総合的サービス、さらに財政運営につきましては、住民にはどういう形で運営されているのかはわかりませんので、どういうところに焦点を当てているのかということで、編成過程や運営、予算などは、最低限示す必要があるのではないかということで、提案したところです。
山　口 会　長	ありがとうございます。 ボリュームを見ていただければ分かると思いますが、左側の正副会長の試案は比較的短く、右側の林委員と西村委員の提案は盛りだくさんになっています。盛りだくさんということは、具体的なところまで踏み込んでいるということでもありまして、これは自治基本条例の性格に関連していると思います。 正副会長試案では、比較的、原則だけにとどめておりまして、具体的なところ

	は別の条例で定め、この方針に基づいて、何らかの対応をしていくというコンセプトで作っているわけです。このコンセプトがどうなのかということです。 もう少し具体的に書いた方がいいのであるなら、右側の提案につきまして、これはどうかというような協議になると思います。 いかがでしょうか。
前 委　員	林委員の意見の一つ一つはもっともなことが書いてあると思うのですが、実際にどういう形で具体的に運用していくのかということを考えますと、その時代時代によって手法というのが大きく変わっていく可能性がありますし、ここに書かれている全てのものがずっと通用する手段なのか、分からない部分もございます。 そういった意味も含めますと、自治基本条例には理念やあり方といったものを規定し、それを念頭に置いて、具体的な運営の手法というものを更に考えていく。運用の仕方については、条例なのか要綱なのか、色んなやり方があるかと思いますが、そういった中で具体的に示していくという形の方が、むしろ効果的ではないかと考えております。 そういう意味では、それぞれの部分で細かく書き足されておりますけれども、正副会長試案の形で対応していただければ、私たちはこうした趣旨を含めまして、対応していきたいと考えております。
山　形 委　員	林委員の提案されているそれぞれの評価委員会だとか推進委員会等は、個人的には必要だと思っておりますけれども、自治基本条例の条文に書くものなのかということを考えますと、もう少し簡潔にならないのかなというのが私の個人的な感想です。 少し話は変わりますが、「１　市政運営の基本原則」の（１）の②で「事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。」とありますが、この言葉で、今問題になっています公務員の流用とか、そういったものがなくなるのでしょうか。
寺　本 委　員	調査する担当が、総務局になっておりますのでご説明いたします。 明記したからこれが正しく適用されるかというとこれは別問題だと思います。 職員の不祥事が続いたこともあり、熊本市職員の倫理の保持に関する条例、熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則、熊本市職員倫理規則、それから熊本市職員行動規範といったものを定めたわけですけれども、これは職員一人ひとりが認識し、互いに議論しながら理解を深めるということで、認識が深まると思っております。条例や規則、要綱を定めたからといってこれがなくなるものではないと考えております。それを基に、議論をして一人ひとりが認識していただくということで私どもは進めております。 それと第三者委員会につきましては、例えば、財政や行政改革については、行

	財政改革推進計画委員会がございまして、弁護士の委員はおりませんが、大学教授や公募の方がいらっしゃいます。ここでは財政や行革の進行管理状況につきまして、色々議論していただいているところでございます。 　また、これは先ほど田中委員、前委員もおっしゃったのですが、自治基本条例のコンセプトにつきましては、正副会長試案と林委員・西村委員の案に分かれると思いますが、私の方も出来るだけ簡潔に、市民の方にわかりやすい形の条例を作っていければと考えております。
鈴　木 委　員	自治基本条例につきましては、出来るだけ簡潔な方がいいと個人的には思っております。 　その上で、両方に共通していることで、先ほど山形委員から話のありました「最少の経費で最大の効果」についてです。現場に居て一番想うのは、以前、こういうのがあったということで聞いていただければ結構なのですが、最少の経費というのが先行してしまって、最適ではない経費、例えば１０００万円使うと事業の目的が達成できるという時に、８００万円だと効果としてゼロのケースもあるのです。本当の最少の経費で、最大の効果を挙げるための最適な経費になっていないケース、予算措置がされていないと思うことがあるので、これをどう認識しているか、ましてこれからは、集中と選択の時代になってきますので、中途半端な集中が多いように実感していますから、この解釈をしっかりと捉えていく必要があると思います。「最少」という言葉が一人歩きしないようにという認識で、敢えて謳うのであれば、個人的見解として述べておいた方がいいかなと思って発言しました。
松　崎 委　員	今の議論とちょっとかみ合わないかもしれませんが、私は行財政改革推進計画委員をさせていただきましたが、大変失礼ですけれども、何の役にも立ちませんでした。委員会の権限というものが、きちんと定義付けられていないと、その場に居させていただいただけみたいな感じで、何か無力感を感じております。もし委員会を作るのであれば、特に進捗状況をこの条例に載せるのであれば、その権限が担保付けられていないと、あまり役に立たないという風に思っております。
田　中 委　員	今おっしゃったように、きちんと評価とか進捗管理を適正に出来ると言っても、月に１回の委員会で、そういうことが出来る人はおそらくいないと思います。だから、今のやり方を改善していかなければならないだろうということです。 　それと、正副会長試案では、例えば総合計画は「市民参画の手続きを踏まえ」ということが努力規定となっておりますが、「参画」を協議した際、林委員は総合計画は必ず参画の対象にするとか具体的に書かれておりましたので、そういうものを含めて「参画と協働によるまちづくり条例」で考えていくべきかと思います。だから、ここではこのような大事な施策については、必ず参画の対象とすることだけを謳えばいいと思います。

	この自治基本条例の中では、林委員の提案することまでは書けないのではないかと思います。
西　村 委　員	正副会長試案と林委員案の違いは、まず「市政運営」にするのか、「行政運営」にするのかということだと思います。章立てを考えてみますと、地方政府として議会があって、市長とその補助機関としての行政と来ていますから、ここは市議会を外しまして、「行政運営の基本原則」と明記すべきだと思います。 もう一つは、行政の中で、どこが最高意思決定機関であるかというのは、なかなか市民から見ると、見えにくいんです。そういう点では、最高意思決定機関のことを具体的に書く必要があるのではないかと思います。 それから、総合計画は、議会の議決によって策定されているので、そういう意味からも最上位の計画ということをここで明記しておくべきではないかと思います。 そして、色々意見が出されていますけれども、推進するための母体というか、組織を作ること。また、財政のところで大事な点は、健全で透明な財政運営ということをはっきりさせておく必要があるのではないかということです。 それから、何を市民に知らせるかという点では、連結決算や予算の目・節もありますし、住民に関する色々な問題や第三者機関のことも含めまして、何を公表していくかということを、条項の中にきちんと明記していくということが重要ではないかと思います。
原 委　員	今、具体的に西村委員から、まずは市政運営の基本原則、それから総合的かつ計画的な市政運営、そして効率的で効果的な行財政運営という規定の部分のご意見が出たところですが、一つは配布されております「自治基本条例関連資料」の市政運営の中に、「熊本市総合計画策定に関する訓令」が入っております。その訓令の中に、議会の議決が必要だとか、市民の意見の反映等についても規定がなされておりますので、敢えて自治基本条例の中で個別に係わる具体的な方法、手段については、やはりスリムで、簡潔に、市民に分かりやすいということを考えた時に、そこまで明記する必要はないのではないかなと考えております。
山　口 会　長	はい、ありがとうございます。 個別、具体的に色んなアイディアが出ておりますが、ただそれはひとつのアイディアであって、もう少し議論を深めると、多分違ったアイディアも出るのではないかと思います。その辺の可能性を、具体的に書き過ぎてしまいますと、もっといいアイディアが、出にくくなるのではないか。だとすれば、むしろ、私どもの試案のように、原則だけを書いて、その具体的な展開は、協議を踏まえまして、もう少し煮詰めた方がいいのではないかと思います。
西　村 委　員	「市政運営」なのか「行政運営」なのか、いわゆる議会を入れるのかどうかを、協議していただきたいと思います。わたしは、議会は外すべきだと思っています。

山　口 会　長	そこに絞りまして、いかがでしょうか。
鈴　木 委　員	「市政運営」といった場合、どういう枠組みで言っているのかが、明確にならないと議論は難しいと思っております。 例えば、議会は議決権を持っているのですが、基本的には執行権はないので、市政運営の基本原則のところで、事務処理にあたっては、「最少の経費で、最大の効果を」と言っていますが、実際の事務処理でいったら、議会には事務処理はないのです。そこまで網を被せた表現が第２号に入っている中で、市政運営をどんな風に捉えているのか、ということをまず明確にしておく必要があると思います。 それと市政運営の後に出てくるのが、行財政運営となっていますので、そこら辺の住み分けを、この概念として、どう定義をして言われているのかで、議会を入れるか入れないかを判断しなければならないと思います。 正直言うと、議会というのは大変市民に誤解を受けておりまして、何でも情報は持っていると思われていますが、情報はありません。それから、執行する権限は、基本的にない。また、条例等も提案出来ますけれども、大きく予算が伴う条例等の提案は出来ない。提案型の議会の、今、転換期にありますけど、そういった壁が大きいという現状は理解いただきたいと思っております。
山　口 会　長	「市政」という言葉のイメージなのですが、「執行」と言った部分は行政機関の役割と思います。ただ、その執行状況をチェックするというところは議会の役割でもあると思いますし、その原則を条例によって定める、または、議決するというのは、議会の権限です。そこまでを含めて市政ということであれば、これは市政運営ということになるのではないか、ということでありまして、中身を見ますと、そこまで含んだらいいのではないかというのが左側の正副会長試案です。 また、右側では、総合計画を見ますと、議会の議決により策定される最上位の計画だとか、議会の議決のことも書いてありますので、だとすると、「行政運営」ではないのではないか、議会を含んだ「市政運営」になっているのではないか、と私は思います。結論としては、「市政」ということで統一してはと思っております。
林 委　員	私としては、議会の議決は地方自治法上のことだけの話ですので、これをもって「市政」ということでは捉えておりません。 ここでは議会との関係よりも行政運営の基本原則ということを主たるものとして、住民に明確に示すのが必要だろうと思います。 また、他の委員の方から、第三者委員会というものを自治基本条例の中で入れるのは、適切ではないのではないかという意見がありましたが、私は全く反対いたします。将来、例えば、委員会の名前が変わるという可能性があるのならば、

	「第三者委員会」で、とどめておけばいいわけで、いずれにしても住民から見て、こういうものについては第三者委員会でもって検討するのだということがわかるように自治基本条例に規定する必要があるということなのです。なおかつ、そういうものが保証される。こういうことが住民等に明確にきちんと示される必要があると思います。住民の知らないところで行政が行われている。住民はわからないというのは、住民自治の観点からおかしいと考えます。 行政が全部主導権を握っていては、住民自治は育ちません。例えば、「審議会」につきましては、１６ページの第４９条に規定しておりますが、公募委員は学識経験者を含む、いわゆる専門的な選考委員会が公平に選考し、その基準をしっかり示すなどしなければならないと考えております。過去における高度成長期には行政に任せるのはよかったのでしょうけれども、成熟社会においては、住民参画のシステムを用意しておかねば、住民が進んで委員に立候補しようという気持ちにはならないと思います。 政令指定都市になろうとしている熊本市はやはり、脱皮しなければなりません。
山　口 会　長	お聞きしたいのですが、だからこそ議会がチェックするということにならないのでしょうか。行政だけで決めていては駄目だから、議会がもっとチェックをしていこう。そうすると、これは「市政運営」になると思うのですが、そうはならないのでしょうか。
西　村 委　員	章立てを見ていただくとわかるのですが、ここの「市政運営」では、この原則の後に、総合計画、財政運営、行財政改革、組織体制など、いわゆる行政の仕事が並んできています。そうすると、ここだけポツンと「市政運営」といって、議会が出てくるのは、私は非常に違和感を感じるわけです。議会は当然、議決機関でもありますし、チェック機関でもあり、そして条例制定する機関と非常に重要なのですが、ここでは、執行機関として、執行管理する部門の部署の問題を規定していると思います。したがいまして、体系的に見ますとここは「市政運営」ではなくて、「行政運営」にしなければならないと思うわけです。 つまり、具体的な議会の役割と、それから行政の具体的な役割が、どうなっていくかと体系的なものを考えた場合に、ここは行政の運営という風にしないと、後に続かないのです。
原 委　員	お尋ねを含めてなんですが、「総則」のところで協議した際、「市政」は「市議会、市の執行機関等が行うすべての活動」と定義したと認識しておりますので、「市政運営」というのは、そういった意味も含めて、市の執行機関、市議会のことがここで明記されていると理解しております。林委員にお尋ねですが、例えば、「議会運営」ということを、別途に規定した方がいいというお考えで、「行政運営」と分けるという意味合いなのでしょうか。

林 委　員	そのとおりです。
原 委　員	私は、「議会運営」をここであらためて分ける必要はないと思いますので、ここは、定義にもありましたように、議会も含めるという意味で、「市政運営の基本原則」でよろしいのではないかと思います。
山　口 会　長	かなり論点は深まってきたような気がします。「市政」の定義の問題、自治基本条例の体系上の問題といったことがあって、２つの考え方があるということだと思います。今の議論の状況では、一本にまとめるのは無理な気がしましたので、こちらは両論併記でよろしいのではないかと思います。よろしければ次に進みたいと思います。 （一同了承） 次は１６ページの「３　組織体制、審議会等、総合的な行政サービス、人事体制」です。論点について、事務局にお願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） ・　「住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進する」ために、「自治体法務」という提案（第２３条） 【審議会・市民会議等】（第４９条） ・　審議会の委員の選任に当たっては、「男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにする」という規定 ・　「委員のうち三分の一を住民から公募し、委員に選任します。」という規定 ・　公募委員の選任に当たっては、「学識経験者を含む第三者委員会により、選考します。」という規定 ・　「審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保」、「選任された公募委員の論文等の結果は、これを公表」するという規定
山　口 会　長	今、事務局から説明がありました「自治体法務」と「審議会・市民会議等」、もちろん左側の試案についてもご意見がございますか。
落　水 委　員	林委員の案の「自治体法務」についてですが、法務が全てではないわけですけれども、今の地方自治体の職員の法務能力の低下というものは残念ながら否めないです。はっきり言って酷いです。直接、私たち議員とも話しますけれども、法務というものが何かしら理解できていない職員も多い。行政をやる上で法務は全てではないですが、法務は至る所に必ず活用しなければならないことが山ほどありますので、この章立てでやっていただくかどうかは全然別問題として、「自治体法務」という言葉自体をどこかに盛り込んでおいていただいたほうが、今の行政のレベルからすると、アクセントが付くのではないかという気がしています。

	市の職員の責務で「自己研さんに励む」という部分がありましたので、その部分でも構わないのではないかと思います。「自己研さん」の部分にいくつか出して、具体的な実例ということで法務も一つ組み入れる形でもいいのかなと思いました。法務ということを林委員が書いていらっしゃるのを見て、私はある意味重要なポイントだというふうに、今からの行政には「自治体法務」は重要であると感じています。
鈴　木 委　員	あまり細かい書き込みはとは思いますが、林委員案の第２３条第４項の「条例、規則、要綱等を体系的にまとめて」という趣旨には私も賛同しているところです。ようやく１，４００ある要綱の内の半分、７００は整備ができましたので、インターネットに載ると思います。趣旨としては、さっき言った法務事務をするためには、この部分がきちっと整備されていないとできないわけで、こういった観点は、今後の地方分権では考え方としては大変重要だという認識は、一応述べておきたいと思います。
山　形 委　員	ここで言うべきかどうか迷ったのですが、いわゆる個別の条例ということで１つの実例ですが、国際条約として「障がい者権利条約（差別禁止条約）」が制定されまして、日本もやがて批准すると思うのですが、その中で、地方公共団体も差別禁止条例を制定するようにと、それから国も法律を作るように、という規定があったかと思います。その中で、やはり個別の条例がここで見えなくても、ここで謳われていなくても、今後必要とされる条例というものが出来てくるわけですので、そういうときのためにも、市民が一緒になってそういう条例を、新しい条例を作っていくための道筋のようなものがどこかであるといいのかなと思っております。
山　口 会　長	これまでのご意見ですと、書きぶりや位置づけは別としまして、「自治体法務」が大事だといったご意見だと思います。
原 委　員	ご提案の「審議会・市民会議等」という部分についてですが、今現在「審議会等の設置等に関する指針」というものが策定されておりまして、これにつきましては、前回の検討委員会の中で「参画と協働のまちづくり条例」というものも必要になってくるという意見もありましたように、この中でこの審議会等の規定は整理されていかれるのではないかと思っております。 この自治基本条例においては、ある程度、個別具体的なものは他の条例で補えるものは補っていくという当初の考え方があったかと思いますので、この自治基本条例の中では、ここまで明記するということはなくともよろしいのではないかと思っております。
西　村 委　員	「自治体法務」ですが、やはり行政の活動を全体として眺めて見たときに、それから今後の地方分権一括法以後の行政の活動の在り方ということを考えた場合に、条例を作って条例によって行政を運営していくという方向が非常に明確に

	なってきているわけです。したがって、地域の中に入った職員の方々が、地域の中で問題を発見して、それを解決する条例、そういう方向性というものを考えた場合に、行政の中で自治体法務というものを明確に位置づけることが必要だと思います。どう書き込んでいくかという問題については、色々議論がありますから、それは研究していく必要があると思うのですが、まず、全体の中で、行政の中に「自治体法務」、「政策法務」と言ってもいいですが、そういう項目を１項設けるということが大事ではないかと思います。 ２つ目に審議会につきましては、やはりここで林委員案の中で言われている通りです。特に大事な点で強調しておきたいのは、公募委員を選ぶ場合の審査基準と審査の公募期間で、公募期間については１か月確保する必要があるということです。これは誰が見ても公平・公正で、透明な納得のいくような選び方をするための仕組みと言いますか、基準であり、当然、採用された人々の論文の公表というものもはっきりさせておく必要があると思います。 本当に市民に開かれて、市民から信頼される行政運営、市民が納得する運営をしていくという上で、この審議会という規定は、非常に大切なものだと思います。
山　口 会　長	まとめさせていただきまして、「自治体法務」については、不必要だというご意見はなかったと思いますが。
齊　藤 委　員	現実的には、市の職員も必ず法に従って仕事をしているということは間違いないと思います。そういうことを考えますと、この「自治体法務」をは明文化していなくても、市の職員はちゃんと法体系に従ってやっていくし、やっていけるんですから、ここで明文化する必要が何故あるのかと思います。 それから、審議会についても色々な審議会があり、それぞれの審議会によって位置づけが違ってくると思うので、例えば、女性が多くなければいけない審議会もあるでしょう。そういうものがあるにも係わらず、これをここでまた明文化しておくことがいいのかどうかということは疑問に思います。
寺　本 委　員	「職員の責務」の時に少し述べたのですが、もちろん「自治体法務」は必要ではございますけれども、この他にも「政策立案能力」とか色々な能力が職員には必要ですので、あえて「自治体法務」だけを出す必要はないのではないかと思います。 それから、落水委員がおっしゃったことですが、これにつきましても条例制定研修とか、例規担当者を各課にそれぞれ職員を置きまして、その研修はずっとやってきております。確かに能力不足ということもあると思うのですが、これは先ほど鈴木委員もおっしゃったんですけど、平成２１年と２２年にかけまして、要綱を全体的に公開するような形で、今回も予算を上げております。その中で、各課においても、自分たちのところの要綱を再度見つめなおして、精査させるような形を作っていく予定でございます。

	それから、公募委員に関しましても、自治基本条例関連資料の６－１９にございますけれども、「熊本市公募委員の選任に関する要綱」というものも出来ておりますし、審議会につきましては、６－２０にありますように、附属機関設置条例やその他色々な条例などにより設置されている委員会がありますので、ご参考に見ていただければと思います。
林 委　員	２点です。 今の審議会については、確かに各条例等において設置されているわけですけれども、やはり審議会の公募委員を第三者委員会において、基準を定めて統一的に選考するというものはやはり必要かと思っております。男女の比率や年齢構成など、ここまで細かなことを書くのはどうかという気はいたしますけれども、こういうものを含め、個別の条例を定めて運営してもらえればと思っております。ようするに、公募委員は第三者機関によって、それぞれの委員会の特色等に応じた形で統一的に選考するということを考えていただければいいかなというのが第１点です。 それから、「自治体法務」、「政策法務」ということですけれども、これからどんどん国から権利が移譲されてきますので、この辺の意識変革も必要ですので、これは個別条例というよりも自治基本条例の中に１項目謳う必要があると思います。私は政令指定都市である静岡市の市長から任命されて政策法務アドバイザーを１年間務めさせていただいて、静岡市全体の政策法務、法律・条例関係について随分相談を受け、この２月も大きな条例改正をやることになっております。静岡市の各部局の職員から相談を受け、政策法務等の問題点を浮き彫りにしながら検討しています。そういう意味でも、「政策法務」もしくは「自治体法務」を自治基本条例に謳うことは必要があると思います。静岡市よりも後発ではありますが、政令指定都市になろうとしている熊本市ですから、自治体法務の規定は必要だろうと思っております
山　形 委　員	私も実は保健福祉の審議会に参加しておりますが、公募の委員は後半になると欠席をされるんです。何故かというと中身が難しすぎてわからないんです。これはある意味、説明責任、アカウンタビリティとレスポンスアビリティが出来ていないからと思います。そういう意味では、公募の委員がわかるような説明資料をまず提案して、その中で平たい意見と言いますか、議論が出来るものも是非今後考えてもらいたいと思います。
鈴　木 委　員	正副会長試案の「(2)人事体制」のところで、「適正な人事評価及び配置を行う。」が努力規定ですが、これはやはり義務規定がいいかと思います。実際に、ずれがあったとしても、人こそ宝ですので、適正な人事評価、配置というものは、市政運営の根幹だろうという意味では、ここは義務規定にすべきです。
山　口	「自治体法務」は少し反対意見もありましたので、両論併記とさせていただき

会　長	たいと思います。 　それから、「審議会・市民会議等」につきましては、これも大きく見れば、左側の正副会長試案は原則が書かれ、右側は具体的なことが書かれているということで、具体的なことにつきましては、現在でも「熊本市公募委員の選任に関する要綱」が作られていて、これに基づいて行われているということでした。この要綱と林委員の案の違いは、第三者委員会の有無だと思います。もう１つ、原委員がおっしゃっていたのですが、市政運営に対する市民参画の方法などについては、別途、協働だとか市民参画に関する条例を作りたいということもございましたので、私としては、原則を自治基本条例に書いて、具体的な展開については、随分ご意見をいただきましたし、また、行政側についても考えていることがあるということでございますので、そのような方向で具体的なものを個別条例でまとめていってはいかがかと思うのですがよろしいでしょうか。 　（一同了承） 　最後に「人事体制」の「人事評価および配置」を義務規定にしてはということですが、私も鈴木委員の意見と同じで、人事評価の問題を義務規定としたらいいのではないかと思います。もちろん行政機関の義務ということですので、突っ込んで考えると、義務違反があった時にどうやって措置するのかといったこともあるのですが、そちらについては人事委員会だとか、そういったルートで解決すればいいかと思います。 　そういうことで、ここでこの議題については終わらせていただいて、次に行きたいと思います。 　次は、１８ページにまいりまして、「４　行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度」といったものになります。こちらについても試案と論点について事務局からお願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） 【公的オンブズマンの設置】（第２８条） ・　委員数を３名とする規定 ・　「これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければならない」という規定 ・　「識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱する」という規定 ・　「協力する義務を負う」という規定 ・　「年次報告書を作成」するという規定 【その他】 ・　「出資団体等」、「監査」、「外部監査」を規定（第３０条～３２条） ・　詳細な「公益通報」の規定（第３３条） 　「災害等に関する対応」の規定（第３４条）

山　口 会　長	ご意見はいかがでしょうか。
鈴　木 委　員	今回、「公的オンブズマン」の規定が、両案とも上げていただいているということで、良としたいと思っています。具体的な項目は多分、川崎市なんかも見てきましたけれども、右側の提案内容になってくるんだろうと思います。「公的オンブズマン」を設置するということにつきましては、共通して理解が取れるのではないかと思っておりますので、是非とも盛り込んでいただければと思っております。 ただ、最後の「災害に対する対応」は非常に重要ですが、ここで規定していいのかどうかと思っています。今後は、特に安心・安全ということもありますし、国も色々な法律ができておりますので、災害も含めて安心・安全をどう守っていくかという部分で、ちょっとこの場所にはフィットしないかなという感触はします。趣旨はよく理解できます。
山　口 会　長	「公的オンブズマン」の話、それから「災害に対する対応」は、内容というよりも位置づけの問題かと思いますが、その辺も含めて他にご意見はありますか。
原 委　員	２点です。まず第１点目の林委員と西村委員のご提案にあります、例えば「監査」や「外部監査」といったものにつきましては、自治法上の規定にありますので、敢えてこの自治基本条例に規定する項目ではないのではないかと思っております。 それともう１つは、今、鈴木委員がおっしゃいましたように、「公的オンブズマン」の制度につきましては、この自治基本条例を検討する中、そしてこれからそういった行政の情報公開と説明責任等を果たしていく上においては、第三者機関等の設置というものは今後必要になってくると思っておりますので、自治基本条例に「公的オンブズマン」を設置するということを規定し、詳細な中身については、別に定めるということでよろしいのではないかと思います。
山　口 会　長	ここも自治基本条例自体の性格に関わるとは思うのですが、具体的なところまで書くのかといったことになると思います。他にはございますか。
西　村 委　員	今、原委員が「公的オンブズマン」を設置すると明言されたわけですが、これは画期的なことだと思います。「公的オンブズマン」につきましては、前の検討委員会で鈴木委員から、設置しては、という主張があっていましたし、前の市長もそう思っていたが行政側が躊躇していたという話もあっておりました。また、落水委員も平成６年ですか、この「公的オンブズマン」の設置という問題を議会で主張されています。そういう意味では、この「公的オンブズマン」の設置が、この検討委員会の合意として、確認されていくということは非常に意義深いことだと思います。
林	「公的オンブズマン」については、落水委員、鈴木委員、原委員から積極的な

委　員	ご発言いただいたことは、本当に嬉しいというか、熊本市にとってはいい方向に行政運営が進むのではないかと思っておりますし、これを乱用するとかということにはならないと私は確信しております。そういう場合は、マスコミとかいろんな形できっちり情報公開していけばいいと思います。 あと１点ですけれども、外部監査については、原委員から地方自治法に規定があるということで、ここで改めて規定しなくてもよいのではないかというご発言がありました。確かにおっしゃる通りだと思いますが、この３２条を見ていただきますと、「外部機関その他第三者に監査を実施させることができる」と規定しておりまして、適切な専門知識を持った専門家に監査をさせるという、特色を持たせた規定にしているところです。 これは会長がお作りになった条例にも、この規定が置かれていたと思います。 できましたならば、規定していただければありがたいと考えております。
山　口 会　長	今の林委員のご意見は、地方自治法には外部監査制度というものがあるわけですが、その運用の仕方について原則を書いておくべきだというご意見かと思います。 後、「公的オンブズマン」については皆さん肯定的なご意見だったと思います。
寺　本 委　員	否定的なことではないのですが、コンセプトの関係で先ほども言いましたが、どれだけ簡明にわかりやすい形にするかということで私は述べておりますので、この中にいわゆる外部監査とか、実際あるものにつきましては、改めてここで言うことなのか、また、オンブズマン制度についても、自治体によってあるところとないところがありますので、ここの中で敢えて規定する必要があるのかと思っております。それから、「災害に対する対応」につきましては、ここに資料としてはありませんけど、平成１８年度に「熊本市危機管理指針」を策定し、これに基づきまして、自然災害については「地域防災計画」、それから「熊本市国民保護計画」、それ以外の事件事故等の「熊本市事件等対処計画」と、３つの大きい計画を分けて策定しております。これは参考までに述べたところであります。
山　口 会　長	どういたしましょうか。「公的オンブズマン」につきましては、踏み込んで考えると、林委員、西村委員の案は細かいところまで規定しておりますので、どうするかという議論にもなるのですが、一応そこは置いておけば、皆さんよい評価だと思います。 それから外部監査については、既に地方自治法で法律に基づいてやっているから、敢えて書く必要はないという考え方と、あるのはあるものとして運用について少し原則を書いておくべきだというご意見があったと思います。 また、「災害に対する対応」は、危機管理ということで、現在、指針が作られて行われているという現状の中で、これをどう位置づけるかということと、ここの場所でいいのかといったことが問題になったということでよろしいですか。ど

	うするというところまではいかないのですが。すみません。時間の関係もありまして、その程度にさせていただきたいと思います。 　その次は「住民投票」です。２０ページをお開きください。試案と論点については事務局でお願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） ・　請求権者を満１８歳以上、定住外国人を含むことが規定（第５０条第２項） ・　「市長は第２項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第３項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。」と常設型になる場合を規定（第５０条第７項） ・　市議会及び市長等は、「その結果に従わなければなりません」という規定（第５０条第９項）
山　口 会　長	これについては、いかがでしょうか。
林 委　員	提案者から、この考え方がいずれ通説になろうかと思っていますので説明申し上げます。住民投票の拘束性については、今日お配りしました資料でご説明しておりますので、読んでいただければ、すぐにおわかりだと思います。総務省の見解とか通説と言われている考え方は、間接民主制（二元代表制）が原則であり、直接民主制はこれを補完するという考え方ですが、憲法はこのような考え方をとっていないということが私の見解であります。いわゆる住民投票の拘束性については、町村総会の場合は拘束するのが当然であります。このことは資料に書いております。 　合併特例法の第４条の第１７項には、住民投票の結果を議会の議決とみなすとなっており、このことは憲法も自治法の住民投票についての拘束性ということを法律も認めているということですので、住民投票の結果は拘束型という考え方がこれから通説になると思っております。 　それと、住民投票の関係で、住民が自分の意思を表明するという場合について、アメリカの州の事例ですが、直近の議員、もしくは直近の首長選挙の投票率の、いずれか高い投票率の５％～１０％で投票を認めております。そこで、ここに記載した６分の１以上というのは、これは合併特例法のところを参考に持ってきております。合併特例法では、第４条の第１１項で６分の１以上の連署とされております。提案しましたように、自治基本条例の中に、拘束型の住民投票制度を採用すれば、全国的にまったく新しい制度の採用となります。将来的にはこの考

	え方が通説になるだろうと私は思っております。
山　口 会　長	主に住民投票の結果の拘束力についてのご意見だったと思います。 時間の関係もありますので、私どもの考え方を先に言いますと、一番大きいのが、効果ももちろんですけれども、住民投票を一般的に規定しておくのか、それとも案件が起こったときに、別途条例を作って行うのかというところが大きな違いだと思っております。結論的には、これはどこの自治体でも自治基本条例を作るときに問題になるところなのですが、かなり議論があるところでございまして、この短い時間で結論を出すのは難しいのではないかと考えておりました。結論としては、両論併記と考えているのですが、いかがですか。本当に一つにまとまるのであれば、それはそれで素晴らしいと思うのですが、そうでないとすれば、大きな問題だと考えていますので、難しいのではないかと思っているのですが、何かご意見がありますでしょうか。
田　中 委　員	広島市では住民投票条例というものがあり、１０分の１あれば住民投票を実施するということだったと記憶しているのですが、広島市のような大きな規模の都市でも、そういう必要性があったのかと思っています。 ただ、熊本市ではこのような住民投票をした経験もないと思いますし、その必要性も含めまして、今、この時点で決めることは、会長がいわれましたようにかなり議論が必要だと思います。
西　村 委　員	地方自治を進めていく上で、今後は、色々な国の自治の進め方や住民投票のあり方などを学んで、日本も、また熊本市も取り入れていくということが非常に、大切になると思います。そういう意味では、ここで提起されている市長選挙並びに市会議員選挙の投票率に対する連署ということは、今後、やっぱり検討していくべきではないかと思います。今までは、全有権者に対して何%ということになっていますけど、実際、市議会にしたって市長にしたって、ある投票率に対しての支持で選ばれているわけですから、そういう現実的な状況の中で考えていくべきで、条例として作っていくわけですから、独自にそれは可能だと思います。このような制度を取り入れていくということを、今後の検討課題としていく必要があるのではないかと思います。
山　口 会　長	この問題は、とにかく重要な問題だということは認識しているので、だからこそ結論は急ぎたくないということであります。軽視しているわけではありません。
山　形 委　員	１８歳以上ということと、定住外国人ということについては皆さんどのように考えているのですか。これは議論ではなくて考え方をよかったらお聞かせください。
落　水	この前もお話したように、国民投票法の名簿が、来年度、もうすぐ出来上がり

委　員	ます。事務的なことが整っていますから、そういう意味では、住民投票の年齢は、特段１８歳でも問題はないのかなと、これはあくまで私見ですが、思います。定住外国人については、非常に微妙な問題だと思っております。どちらがいいか悪いかということは、結論はまだ簡単に言えないと思います。
田　中 委　員	私はこれについては、そういう必要性がある程度固まった時点で決めればいいと思います。今、熊本市の市民にとって大事なことは、自治意識が全くないことで、これが一番の問題です。自治意識を高めるということが、この条例の一番の目的であるし、そういうものが高まってくれば、住民投票だとか、そういう問題についても１０分の１であるとか、５分の１であるとか、どこがいいのかわかりませんが、そういう問題も起きてくるかと思います。このことは、今、決めることではないのではないかという気がします。
山　口 会　長	ありがとうございます。これでこの議論は終わりにしまして、次に進みたいと思います。 次は、２１ページの「国・他の地方公共団体等との連携・条例見直し等」です。こちらについても事務局からお願いします。
事務局	（正副会長試案　読み上げ） （論点） 【自治推進委員会】（第５６条） ・ 設置目的に「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」を追加 ・ 委員数を１５人以内という規定 ・ 任期を２年という規定 ・ 自治推進委員会に要望等を提出することができるという規定 ・ 要望等を「直接意見を交換した上、審査・検討し、その結果を提案者に直接説明する」という規定 ・ 「自治推進委員会の会議は、少なくとも年１２回開催する」という規定 【条例の制定及び見直し】（第６０条） ・ 「自治基本条例を制定する場合は、住民投票に付するものとする」という規定 ・ 「自治基本条例を全部改正又は全部廃止する場合」においても住民投票を実施するという規定 ・ 「この条例を一部改正又は一部廃止する場合で、それが自治の基本理念及び自治運営の基本原則の趣旨に反する場合」には、住民投票を実施するという規定 ・ 条例の見直しは施行の日から３年を超えない期間という規定
山　口	こちらも右側がかなり詳しく書いてあるところがあると思います。そういった

会　長	ところを含めましてご意見がございますか。特に自治推進委員会についてはいかがでしょうか。
田　中 委　員	正副会長試案の自治推進委員会は、「市長の諮問に基づき、自治の基本原則に関する重要事項を審議する。」となっており、自治に関することは全て含むというこの意味からいくと、非常に膨大な範囲を含んでいる気がするのですが、そういう趣旨でしょうか。
山　口 会　長	そうです。これは「市長の諮問に基づき」ですから、市長から全般的に見直してくれという諮問があれば、それに応えて議論をするし、もう少し個別の問題で、個々の条文についてどう考えるかという形で諮問があれば、そこの問題だけしか審議しないということです。②がそれで、その次の③のところで「前項に規定するもののほか」ということが書いてあって、「市長に意見をのべる」ということです。まずは言われたことをやるよと、それに関連したところで、委員会の中で少し意見を述べたいといえば、それも可能だということです。
落　水 委　員	これは、イメージの問題なのでどれが正しいか正しくないかという問題じゃないんですけど、私自身は自治推進委員会、この名称が適当かどうかわかりませんが、住民自治とか、行政と市民との協働がうまく推進されているかということを、ある意味で検証するような委員会のイメージを実は持っていました。それでないと、どうしてもヨーロッパ型の住民自治を私は目指して、想定して、この自治基本条例を制定したほうがいいという考え方を持っているのですけれども、なかなか現実的にそれがスムーズに進んでいくかというと、簡単にはいかないと思います。そういう中で、どこかで手続きがきちんと進められているかということを、判断したり検証したりするシステムが必要な気がしますものですから、そういう内容に変えていただくことを個人的には望んでおります。
原 委　員	ただいまの落水委員の意見と重複するかもしれませんが、前回、参画・協働のときに、別途、第三者委員会を個別に設置すべきではないかというご意見が確か出たと思いますが、私は自治運営の基本原則であります、情報共有、それから参画、協働の推進を検証していくために、自治推進委員会を設置することが必要ではないのかと思います。委員会の位置づけとしては、やはり「市長の附属機関として」と規定しておくということでは、正副会長試案に賛成でございます。それと、林委員から細かい規定の提案がございますけれども、この規定については、むしろ規則で定めるという考え方もできるのではないかと思っております。
山　口 会　長	多少、付け加えれば、これも委員会のひとつでございますので、別途委員会に対する規定というものがこの条例の中にあったと思いますので、委員を選ぶ基準だとかは、この委員会にも被ってくるのではないかと思います。
林 委　員	確認です。正副会長試案の②に、「自治の基本原則に関する重要事項」という文言が初めて出てきますが、「自治の基本原則」の定義とそれから重要事項とい

	うのは何をもって重要事項というのか、これは多義的な問題ということで、相当もめるようなことになるのかなと思いますので、この辺のところを教えていただければと思います。
山　口 会　長	すみません。「自治の基本原則」のところは、「自治運営の基本原則」と補っていただければと思います。 具体的に何がそれにあたるのかということは、その都度、議論になるのではないかと思います。しかしながら、これは市長の諮問ということでありますので、市長から自治運営の基本原則にあたるということで諮問があれば、それは審議することになろうということです。市長が諮問したことについて、これは重要ではないから審議しないということにはなり得ないということで、諮問があれば審議するということです。 そして何が重要事項かということですが、右側の第５６条の頭の「自治の基本理念」だとか「自治の推進に関する事項」だとかというのもあるのですが、他の自治体では、考え方は２つあると思います。１つはこの自治基本条例の規定が不十分かどうかを見直すこと。もう１つは、自治基本条例に基づいて行政が行われているかどうかをチェックすること。このうち、メインな事項は自治基本条例に基づいた行政がなされているかどうかをチェックすることだと思います。ただ、社会状況は動いていますので、この条例だけでは社会情勢の変化に対応できないといった場合には、自治基本条例を変えたらどうかということも出てくると思うのですが、主たる審議事項は、条例がうまく動いているかどうかを審議するということになろうかと思っております。 林委員の案は、自治基本条例自体の見直しを少し強く打ち出しているのではないかと私は感じたのですが、いずれにしても２本柱であると思います。ニュアンスの問題で、重点の置き方が少し違うのかと思いますが、それほど大きな違いではないのではないかという気がいたします。
山　形 委　員	条例の見直しで、正副会長試案では４年、林委員の案では３年となっておりますが、技術的な差といいますか、事務的なもので、メリット・デメリットはどうでしょうか。４年にしても市長や議員の任期中にはやってきますし、３年だと任期中に出来なくなるという可能性があると思います。
山　口 委　員	条例の見直しはニセコ町などでは、準備は前年度からやっています。そこで課題を整理して、当該年度の委員会で審議するということですので、諮問があっての審議だとすれば、何を諮問するのかはもっと前から考えなければならないので、実際には２ヵ年度ぐらいかかっているということです。
林 委　員	これは正副会長試案とそんなに違わないと思うのですが、私どもの考えとしては、市長からの諮問だけではなくて、発意に基づく自治推進委員会の活動ということ、これが大事だということで第５６条第２項というものを入れさせていただ

	きました。 それから、委員だけではなくて、住民からの先進的な色々な情報を提供していただく窓口を開いておく必要があるだろうと思っており、それを取り上げる、取り上げないは別として、窓口はきっちり開いておくことが、自治基本条例の自治推進委員会の対応としては正しい対応ではないのかということを考えております。 それと、正副会長試案の③に「重要事項について市長に意見をのべることができる。」とありますが、これは、自発的な形で自治推進委員会の委員の方々が審議して、自発的に市長に意見を述べるという規定と理解してよろしいのでしょうか。
山　口 会　長	諮問に関連することであって、全く無関係な事項ではないと思います。諮問に関連して、こういったことが重要であるということであれば、意見を述べることができるということになると思います。 諮問以外のことにつきましては、ここの文言だけで言えば、「前項に規定するもののほか、自治の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。」ということであります。 特に意見が無ければ、ここは両論併記で、この議論は終わりにしたいのですが。よろしいですか。 （一同了承） ありがとうございます。これで二巡目の議論は終わったことになります。 **３　今後のスケジュールなどについて** 今後、この検討委員会はどうするのかという課題がありまして、スケジュールについてお話をしたいと思います。終了予定時間は過ぎているのですが、よろしくお願いします。 では、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、今後のスケジュールと協議結果のまとめ方について説明させていただきます。まず、今後のスケジュールですが、配布した資料の「１」にありますように、本日、検討委員会の協議が終了しましたので、これまでの結果を、正副会長と事務局でまとめまして、できますならば次回開催の３月３０日、議会が３月２５日までですので、それ以降ということで、正副会長が空いている時間で決めさせていただいており、皆様方には予めご都合を聞いておりませんが、そのときに、報告書を確定し、報告書を市に提出できればと思っております。 その次は検討委員会への提案ですが、「２」で記載しておりますように、報告書を市民の方に広く知っていただくとともに、あわせてご意見もいただきたいと思っており、４月に意見募集を行わせていただければと考えております。そして市民の方の意見と検討委員会の結果を踏まえまして、行政で条例の素案を作り、

	もちろん検討委員会へも報告いたします。 「３」以降は、以前の検討委員会でも説明しております内容です。１番と２番につきましてが、今回新たな提案でございます。よろしくお願いします。 次に、検討委員会の報告書案ということで、イメージですが資料を配布しております。開いていただきますと、２ページに目次、３ページには、「報告にあたって」ということで前語りを書きまして、４ページ、５ページは空欄になっておりますが、例えば１の総則というところにつきましては、これまで当委員会で使わせていただいた作り方と一緒ですが、ここに意見の一致したもの、両論になった部分を入れ込んでいきます。右側が「主な意見と結論」となっておりますが、二巡目の意見をここにとりまとめた形で掲載したいと思っております。それ以降につきまして、資料としまして、設置要綱でありますとか、名簿でありますとか、８ページから１０ページにかけましては、これまでの検討経過というものを記載させていただきたいと思っております。こういう形で報告書を作りまして、３月３０日に提案できたらと思っております。以上です。
山　口 会　長	これについてご意見はございますか。
西　村 委　員	この検討委員会は、一応協議が終了したということで、ある程度のまとめができ、それを中間報告として市民に説明するということが非常に大事ではないかと思います。北九州市の自治基本条例の審議過程を見ますと、ちょうど今頃に検討委員会が市民に中間報告として説明をしています。だから、熊本市の場合も、市民に説明して多くの市民の方から意見を聴くということが必要だと思います。そして、市民の色々な考え方が出されたものを含めて検討し、最終的な検討委員会の結論をまとめ、市長に答申するという段取りが必要ではないかと思います。
山　口 会　長	丁寧なやり方のご提案だと思いますが、スケジュールとの関係が問題になります。
事務局	説明が不十分であったかもしれませんが、スケジュールの２番で「市民意見募集」と書いておりますが、これは行政が実施するというご提案でございます。
山　口 会　長	説明会を誰が開催するのかということですが、３月３０日に検討委員会は行政側に検討結果を渡しまして、受け取った行政側が説明をするというのが現在の案です。西村委員の案は、まだ渡すのではなく、この検討委員会で市民の方々に説明をし、意見を聞いて、意見を反映した最終的な案を答申すべきだということだと思います。西村委員の案ですと、検討委員会の案が出来上がって市長に渡すのが、５月や６月ぐらいになるかと思うのですが、議会提案や条例の施行時期を考えると、遅くしたくないというのが、提案した側の考え方です。
林 委　員	行政が説明会を市民に行うということですが、今回の協議においては、大きく意見がわかれて、両論併記ということも多々ありますので、やはり自治基本条例

	検討委員会の委員が出向いて、住民の方に説明をしたほうがいいと思います。自分の考え方については、私はきっちりとご説明を申し上げたいと思います。そして、どのように住民の方々が受け取るのかということも含めて確認したいと思います。3月３０日付けで行政に渡して、行政が全て説明をするということですが、これはやはり検討委員会として責任放棄ではないのかと私は思います。自治基本条例という重要な事項については、検討委員会の委員が２、３人組みになってもいいですし、私は例えば夜の１１時に来いと言うならば、夜の１１時でも行きます。また、土曜、日曜でも、夜、夜中でも住民の集まっているところには行きます。重要な事項を説明するのは、責務だと思いますし、それぐらいの責任は果たさなければ、私は検討委員会としては、責任放棄だと申し上げておきます。行政が説明をするということではなくて、委員会の委員が説明を行うことは、住民に対する説明責任だと私は思っております。
松　崎 委　員	これだけ意見がわかれたと林委員は今おっしゃいました。確かに両論併記の部分もありますけれども、そうであれば、両論併記のものをそのまま行政に説明していただき、その後の検討委員会への報告というのはあるとここで書かれていると思います。そして、またここで一度検討するということで理解をしているのですが、そうではないのでしょうか。
事務局	お配りしましたスケジュールの話だと思いますので、私から説明させていただきます。 スケジュールの「１」では、「検討委員会報告書の確定」としておりますので、３月３０日で検討委員会の報告書は出来上がるというイメージでおります。その後、周知も含めて色々なご意見をお聴きする機会を行政で設け、そういう意見と、もちろん報告書の内容を踏まえたところで、行政側が条例の素案を作り、それを検討委員会に報告して、ご意見をいただきたいと思っております。この３番目の「検討委員会への報告・意見反映」といいますのは、条例素案の報告とそれに対するご意見をいただきたいということでございます。 なお、その際には併せまして市民の方々からのご意見も報告したいと思っております。
原 委　員	この検討委員会が設置され、所掌事務事項でありますこの条例に規定すべき項目と内容をこの２年間、検討委員の皆様と協議を進めてまいりまして、その中で両論併記というものがありました。これまでも協議会の議事録等については、市民の皆様にお示しできるように、ホームページ等でも公表しているところでございますし、その結果、それに基づいてこういうふうに検討委員会の報告書が出来上がりましたということは、やはり市民の皆様に説明する必要があるだろうということで、受けた行政側が市民の皆様に説明して、報告書についてご意見をいただくということはあるかと思います。当然、市民の皆様への説明会のときに、検

	討委員会の皆様にも通知は差し上げると思いますので、もちろんオブザーバーとして参加していただくぶんには一向に構わないのではないかと考えております。
林 委　員	今、原委員からオブザーバーで検討委員会の委員が出てきてもいいとおっしゃっていましたけれど、行政が全て説明会を主催するというのは、それは違うんじゃないんですか。 よりよい条例案を作るということは、条文に基本的な原理、考え方だとかを入れ込むことだったと思いますので、検討委員会の委員が、住民からの質問に答え、また、多様な意見が委員会で交わされていることを知らせなければいけないと思います。行政がただ説明会を開いて、住民からの質疑応答を受けるというだけでは不十分です。これは自治基本条例という重要性からみて検討委員会の委員が主催すべきです。そういうことを経た上で、行政が説明会を開くということであるならばいいんですけど、最初から行政が全て説明会を主催するというのは、ちょっと違うんじゃないかと思います。私は説明会に出て、委員会の主催にする形で説明したいと思っております。それが私は義務だと思っております。
落　水 委　員	行政は、地域説明会はどのような形でされるおつもりですか。
事務局	１つは、市民の意見を聴きたいと思っておりますので、パブリックコメント制度を利用しまして、市民の方から意見を募集したいと思っております。もう１つは、地域説明会を行いたいと思っており、併せまして、個別の説明会や出前講座もやりたいと思っております。
落　水 委　員	この検討委員会が始まって、最初に木下委員がご挨拶されるときに、自治基本条例についてタクシーの運転手さんにお尋ねされ、ほとんどの方がご存じなかったという話がありました。だったら今、それぞれ聞いたら、どれぐらいの方がご存知か想像してみてください。多分、あの時と変わらないと思います。私はこの場に来まして、最初にご挨拶するときに、この会議をするプロセスの中で広めたい。そのことを特に力を入れたいということでお話をさせていただきました。しかし、現実的にはそう簡単にいくはずがないということをわかっていて喋ったんですけれども、ほとんど市民の方々は、未だにご存知が無い状態で、例えば市役所がいつもどおりに各市民センター等で説明会を開いたとしても、集まってくるのは５人とか１０人とか、そういう次元の説明会しか多分開けないと思います。また、自治会などに出前で説明に行かれたとしても、聴く側に準備がまったくありません。自治基本条例というものの知識すら何も無い方に対して、こういうものですよという説明をするだけで、その内容についてそこで論議が出来るはずは全く無いんです。これが現実です。ですから、覆水盆に戻らずですから、そんなことを言っても始まらないわけですけれども、そうではなくて、少しでも周知徹底ができることを論議してもらいたというのが私の気持ちです。

	１人でも多くの方々に自治基本条例というものがなぜこうやって市長が一生懸命作ろうと努力をして、議会ですったもんだになって、こうやって三者が委員会をつくって、それぞれ色々な意見のぶつかり合いがあると、心の中では不快な思いをしながら、それでもそれぞれの理想を貫いてここまで来たわけですから、私は今一度、周知徹底という意味で少しでも市民に対する啓発ができないものかと、そういうことを今一度、皆さん方で論議していただきたいと思っております。簡単にできないことはわかっているんです。しかし、住民投票の話がさっきありましたけれども、住民投票が必要か必要ではないかという論議でよく出るのが、まだ住民知識がそのレベルに、民主主義の住民投票レベルに達していないから、今することは無謀だという意見の方がよくおられます。それとは反対に、だからこそやることによって意識を高めるんだということをおっしゃる方もいらっしゃいます。これは卵が先か鶏が先かの論理で、実はこの論理自体は、私は議会では市長に申し上げたんですけれども、自治基本条例を作るのには、市長が本当に４年がかり８年がかりで作るような気持ちで対応してほしいと。本当にこれは民主主義に不慣れな、日本の、熊本の市民たちが、民主主義に慣れるためのプロセスとしてとても大事な法律だと私は思っていると発言しましたけれども、残念ながらなかなかこういうことというのは、市民の方々にわかっていただける方法というのは無いわけです。ですから、少しでも、これを知らしめる方法というものをよろしければ知恵を出していただけないかという想いです。
山　形 委　員	パブリックコメントをしたあとに、検討委員会への報告・意見反映というのが、平成２１年８月となるということですが、これはやっぱり聞き置きましたということにしかならないのではないかと思います。そういう意味では、パブリックコメントを少し前倒しというか、早めにして、その上がってきた意見ぐらいは、この場所で１回たたくぐらいのことがあってもいいのではないかと思います。その中で、市民意見の募集が同時進行ぐらいで出来てきて、それでも両論併記ということになっても、それはそれで意味があることだと思います。
田　中 委　員	説明会はやはりやる以外にないと思います。周知するためには、説明会は必要です。他の手段があればいいですけど、説明会しかない。それから、説明会のやり方ですけれども、両論併記というか、文書でただ書いてあるのは読んでも全然心に落ちないんですよ。何の意味やら、普通は書いてあっても理解できない場合が多いんです。そういう意味で、林委員がおっしゃったように、ここの検討委員会のメンバーで参加できる方がなるべく参加するような格好で、両者で協働でコメントする。ここの方が出席して色々コメントして、これはこういう意味だ、ああいう意味だとか。両論というのはこういう意味だということを補足説明する意味で出席してはどうでしょうか。それは構わないんでしょう。
山　口	出席できる方がいらっしゃれば、積極的に出席していただいたほうがいいので

会　長	はないかと思いますが。
田　中 委　員	それから、市長に答申するのはいつですか。市長は逐次ご存知ですか。
山　口 会　長	このスケジュールでいくと、３月３０日です。
下　川 委　員	私は、説明会は当然必要だと思いますし、市民の方に広く周知することは、ここまできたのだからものすごく重要なことだと思います。ただ、ここに書いてあるスケジュールでいいかなと思っておりましたのは、この検討委員会では、両論併記という内容が大変多いのですけれども、説明会が当然１回では済まない。地域説明会だ、出前だという形で、かなりの数が行われるだろうし、する必要があると思っておりますけれども、両論併記となったときに、現実論なので個人的な意見で申し訳ないんですけど、その論を唱えた方だけではなくて、１０人いれば１０通りの考え方があって、色んな意見がここで出されたということを考えますと、その説明会に参加して、説明を誰がやるのかということで、やはり自分の想いに引っ張られる、そういう想いがこもった説明になるかどうかということで、説明会の中で差が出てきてはいけないと思うんです。だから、説明会の時には、あくまでニュートラルな形で、受け取り側に誘導を決してしてはならない説明が行われる必要がある。そして両論の中でどちらがいいのかということを、聴き手側にニュートラルな立場で判断してもらう必要があると思うんです。そういう意味で、例えば複数回あったときに、私も全部参加できる自信はありません。そういった形で、例えば行政であってもなくてもいいんですが、ニュートラルな形で説明されるようになることを望みます。 あと１点、スケジュールに関して申し上げたいんですけれども、落水委員からも初期の段階で確かお話があったのですが、議選の委員は、案文を審議する立場に入りますので、案文が出る状態から後は、ここで意見を述べないほうがいいのかなとやはり思いますので、そのご配慮はお願いしたいと思います。
西　村 委　員	２年間、議会が検討委員会を作る必要があると議会で決定して、そして行政との間で審議されてきたのです。非常に色々な意味で意義のある議論が進められてきていると思います。従って、下川委員がおっしゃったように、検討委員会として報告を住民の方にする必要があるのではないかと思います。
下　川 委　員	説明会の開催は必要があると言いましたが、検討委員会が主催とは言っていません。
西　村 委　員	この報告を検討委員会の委員でない他の人がこの検討委員会の中身を報告することが出来るだろうかと思うのです。やっぱり１番大事なのは会長が中心になってやるべきではないかと私は思います。会長を中心に、また副会長もおられますから、そういう方々が中心になってやっていって、そして市民の意見を聴いた

	上で、検討委員会をまとめる。それを行政に出した場合は、行政で今度は条例の素案をまとめて、そして条例にして、また市民の意見を聴くという２段階の過程を踏まないといけないのではないかと思うのです。本当に検討委員会の中身が説明できる責任ある人々を選ばなければならないと思います。
山　口 会　長	ご意見はわかりましたが、現実の問題として、スケジュールの問題もあります。また、なかなかこの内容を説明するのは大変なことだと思います。そしてこれだけの委員の皆さんの中で、これだけ議論してもまとまらなかったものを、短い時間の中で説明し、なおかつ論点を明らかにし、理解してもらって、どちらがいいのか意見をもらうという作業ですが、これは、かなり膨大なものになると思います。検討委員会で出られる人はよろしいのですが、出られない人も居る中で、自分の意見に引っ張られず、客観的にこういう意見もあった、ああいう意見もあった、どちらが皆さんよろしいですかということを投げかけられるかというと、かなり大変な仕事でございまして、それを検討委員会でできるのかというと出来ないと思っています。少なくとも、私自身は出来ないということを申し上げておきます。よろしいでしょうか。この問題はいくらやってもきりがなさそうですので、この辺で終わらせていただきます。
林 委　員	共催という形ではどうですか。共催であれば検討委員会も説明ができます。
山　口 会　長	少なくとも、私、会長は出られませんということは申し上げます。副会長については今日欠席なのでわかりませんので、そういった意見があったということを踏まえて、少し検討ということしか有り得ないと思います。会長が全く出席できない状況で、共催という形になるのかどうかということもあると思います。それも含めての検討です。ということで、この議論は終わります。 **４　次回開催について** 次回の開催に入りたいのですけれども、次回はこのスケジュールで明らかになっています。検討委員会報告書の確定、そして、出来れば答申を、３月３０日に行いたいと思います。時間は午後２時半からとさせていただきたいと思います。開催通知については事務局からお送りします。また、前回と今回の委員会の議事録は、合わせて送付いたします。 **５　閉会** 本日の委員会はこれで終了いたします。